

4月	行事・会議など日程	支部・専門部など
13月		15日集金
14火		
15水		
16木	給付付き税額控除学習会 13:00~/会員訪問 18:00~	
17金	3.13消費税宣伝行動 17:30~	八幡駅前
18土		
19日		
20月	記帳相談会 13:30~/下請法の改正学習会 14:00~	
21火		
22水		
23木		財政新聞部会/共済理事会 19:00~
24金		
25土		
26日		
27月		
28火		月末集金
29水	昭和の日	
30木	法人集団申告 11:00~	月末集金
5月	行事・会議など日程	支部・専門部など
1金	メーデー (民商事務所閉めます)	
2土		
3日	憲法記念の日	
4月	みどりの日	
5火	こどもの日	
6水	振替休日	
7木		
8金	常任理事会 19:00~	
9土		
10日		

**お知らせ**  
 《記帳相談会》  
 4月20日(月) 13:30~  
 21日(火) 13:30~  
 《無料法律相談》  
 5月13日(水) 18:30~  
 ※事前に連絡ください。  
 民商事務所 ☎ 641-2417

**【まとめ】**  
 日本の空き家問題は、人口減少と高齢化により2018年時点で約849万戸に達し、全住宅の13.6%を占める深刻な社会問題です。放置された空き家は倒壊リスク、犯罪・治安の悪化、害虫発生など近隣へ迷惑

### 空き家問題

最近、相続した空き家の相談が増えています。古い建物だったり、不便な場所だったりして、なかなか買い手が見つからないようです。解体するにしても費用が高額で、どうしようかと問題になっています。

#### ○会員のSさん

Q:令和7年にマイホームの移り住みをして、マンションを2,200万円で、相続した家を取り壊し土地を760万円で売却しました。今度の確定申告はどうなるのでしょうか?  
 A:譲渡所得になるので分離課税で計算をおこないます。  
 Q:税金はどのくらいかかりますか?  
 A:まず、居住用財産を売却した場合の3,000万円控除の特例(措法35条1項)が使えます。また、相続した家と土地は、昭和54年以前に建てられた空き家を取り壊したので、市区町村長から「被相続人居住用家屋等」に認定され、相続して3年未満であれば、3,000万円控除の特例(措法35条3項)が使えます。(両方の特例を使う場合は、最高5,000万円の控除)よって、税金はかかりません。

#### ○元会員(読者)Iさん

Q:田舎の畑と家を相続しましたが、住む予定がないため、市の空き家バンクに登録しました。最近、160万円で売却しました。相続税や申告はどうなりますか?  
 A:相続税はかかりませんが、譲渡所得の申告が必要かもしれません。

#### Q:税金はかかりますか?

A:買った金額の分かるものを持って来てください。それがなかったら、売却した金額の5%が取得費になります。元会員Iさん・分かりました。金額の分かるものを探してみても、また、来ます。

をかけ、税制特例の解除(特定空家)や売却困難などの所有者負担も大きい。対策として早期の売却、賃貸化、解体、自治体への相談が推奨されています。空き家を相続した場合、3年以内の「相続登記(名義変更)」が2024年4月より義務化され、固定資産税(空き家を放置し続けると10万円だったのが60万円になる事も)の負担や管理責任(建物倒壊時の賠償リスク)が発生します。昭和54年以前に建てられた家は、売却するなら3年以内の「3,000万円特別控除」特例利用が節税の鍵です。

### 今週の お花



陣原西公園に咲く桜。花言葉は、「純潔」「優美な女性」「精神の美」「あなたに微笑む」。桜はその短い咲き誇る期間と華やかな姿から、

花と美しさを象徴する花として日本人に愛されてきました。その清潔感あふれる花姿は「純粋さ」を、優美に咲く様子は「優雅な女性」を表します。春に桜を眺める時や、人に桜を贈るときにもこういった花言葉を思い浮かべながら鑑賞したいですね。



# 2025年度 八幡西民商 共済会 各支部 共済金請求一覧表

2025年度(2025年4月1日～2026年3月31日)、八幡西民商での共済会加入者から申請があり、支払われた共済金についてご報告します。

昨年度1年間、全体で87件、総額4,072,000円の共済金が支払われました。一昨年

度(2024年度)は、全体で112件、総額5,757,000円でしたので、ここ数年の退会者が多いことに伴い、申請件数も減少する結果となってしまいました。

※2025年度中の申請に対する金額

## 目配り・気配り・心配りの運動にご協力ください!

民商共済会は、会員誰一人取り残さないことを目標に、共済会運動を推進しています。持病があっても、月1,000円の掛け金で“会員本人”、“配偶者”、“従業員”、“同居親族”の方の加入ができます。また、75歳以上の“会員本人”と“配偶者”の場合は、免責期間

なしで共済金申請が可能ですので、加入をご検討ください。

加入相談・ご希望の方は、民商事務局または支部役員までご相談ください。

**民商事務所：093-641-2417**

支 部	入 院 見舞金	安 静 加 療	長 寿 祝 金	結 婚 祝 金	出 産 祝 金	死 亡 弔 慰 金	火 災 見 舞 金	合 計
東 部	11件 510,000	1件 5,000	3件 150,000	0件 0	0件 0	1件 30,000	0件 0	16件 695,000
中黒崎	2件 147,000	1件 5,000	0件 0	0件 0	0件 0	0件 0	0件 0	3件 152,000
折 尾	8件 439,000	5件 25,000	3件 150,000	0件 0	0件 0	1件 30,000	0件 0	17件 644,000
陣 原	9件 186,000	0件 0	0件 0	0件 0	0件 0	0件 0	0件 0	9件 186,000
上津役	11件 921,000	1件 5,000	2件 100,000	0件 0	0件 0	2件 60,000	0件 0	16件 1,086,000
三ヶ森	14件 888,000	0件 0	3件 150,000	0件 0	0件 0	0件 0	1件 100,000	18件 1,138,000
香 月	5件 111,000	2件 10,000	1件 50,000	0件 0	0件 0	0件 0	0件 0	8件 171,000
合 計	60件 3,202,000	10件 50,000	12件 600,000	0件 0	0件 0	4件 120,000	1件 100,000	87件 4,072,000